

インターネット・FAXでも申込みができます

# 総合健診を受診しましょう



健康管理のためにも積極的に受診しましょう。

- ▶ **日時** 11月17日(日)、12月4日(水)  
午前7時30分～11時(30分ごとの時間指定)
- ▶ **場所** 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内保健センター
- ▶ **対象** 40歳以上の方(昭和55年3月31日以前に生まれた方)
- ▶ **申込期間** 10月1日(火)～10月25日(金)  
電子申請の申込みは、9月28日(土)から受け付けます。

- ▶ **検査項目**
    - ① **一般的な健康診査** 国保1,000円、後期高齢 無料(ただし、追加項目を希望する場合、別途料金がかかります) 社会保険の被扶養者をご加入の医療保険者等に受診の可否・料金等をご確認ください。
    - ② **胃がん検診**(800円) 1日定員200人
    - ③ **肺がん検診**(無料) ④ **大腸がん検診**(300円)
- ※原則①～④はセットでお受けください。定員になり次第、締め切らせていただきます。

## 希望により追加実施できる検査

- ◆ 前立腺がん検診 500円(50歳以上の男性)
- ◆ 肝炎ウイルス検査 500円(40歳以上で過去に一度も受けていない方)
- ◆ 喀痰検査 500円(50歳以上で1日の喫煙本数×喫煙年数=600以上の方)
- ◆ 腹部超音波検診 1,000円(1日定員100人)
  - ※1 40歳以上で胃がん検診も希望される方が対象
  - ※2 昨年度受けた方は、今年度は受けられません。(2年に1回)

- ▶ **持ち物** **健康診査受診券、健康保険証、個人負担金**  
社会保険の被扶養者は職場から発行された特定健康診査受診券も必要です。
- ▶ **予約方法** 予約は、電子申請・FAX・電話・窓口のいずれかでお申し込みください。  
電子申請は、ホームページまたは右のコードからお申し込みください。



**【申込・問合せ先】** 健康増進課  
☎ 029-240-7134(直通) FAX: 029-240-7130  
(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)  
※混雑が予想されます。あらかじめ受ける検診を決めておいてください。

こちらの用紙に必要事項をご記入し送信してください。FAXでの申込みは10月1日(火)からです。

**茨城町健康増進課 FAX:029-240-7130**

氏名	生年月日	年齢 歳(R 2年3月31日現在)
住所 茨城町	電話番号	
保険の種類(該当に☑) <input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療 <input type="checkbox"/> 社会保険の家族 <input type="checkbox"/> その他		

※希望日を記入し、希望する項目に○をしてください。

健診日	一般の健康診査	胃がん	肺がん	大腸がん	前立腺がん	喀痰	肝炎ウイルス	腹部超音波

## 軽自動車税が変わります

環境性能割が創設されます。

令和元年10月1日より、軽自動車取得税(県税)は廃止され、軽自動車税に新たに環境性能割(町税)が創設されます。現行の軽自動車税は種別割と名称が変わります。

軽自動車税は、「環境性能割」と「種別割」の2つで構成されることとなります。

### ■ 軽自動車税 環境性能割とは?

新車・中古車を問わず取得価格が50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した場合、課税されます。環境性能割は当分の間、軽自動車取得税と同様に県が賦課徴収を行います。

なお、消費税引上げに伴い、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得の自家用乗用車は、税率1%が軽減されます。

**課税のタイミング** 軽自動車の取得・購入時  
**税額の計算方法** 軽自動車の取得額 × 税率

車種区分	税率		
	令和元年10月1日～令和2年9月30日までに取得		
電気軽自動車 天然ガス軽自動車(平成30年規制適合または平成21年規制からNOx 10%低減)	自家用・営業用	非課税	非課税
令和2年度燃費基準+10%達成(※)	自家用・営業用	非課税	非課税
令和2年度燃費基準達成(※)	自家用	1.0%	非課税
	営業用	0.5%	0.5%
平成27年度燃費基準+10%達成(※)	自家用	2.0%	1.0%
	営業用	1.0%	1.0%
上記以外	自家用	2.0%	1.0%
	営業用	2.0%	2.0%

※平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。  
なお、燃費基準達成度については、技術開発の動向等を踏まえ、2年ごとに見直しされます。

### ■ 軽自動車税 種別割とは?

現行の軽自動車税のことを言います。名称変更に伴う税額の変更やお手続きはありません。

#### ▶ 軽自動車グリーン化特例の期限が延長されました。

令和元年4月1日から令和3年3月31日まではじめて車両番号の指定を受けた軽四輪車などのうち、排気ガス性能及び燃費性能の優れた軽自動車に対して、取得の翌年度に限り税率が軽減されます。

各燃費基準の達成状況は自動車検査証(車検証)の備考欄をご確認ください。

なお、令和3年4月1日以降に新車新規登録を受ける種別割のグリーン化特例の適用対象については、電気軽自動車等に限定されます。

対象・要件	電気軽自動車 天然ガス軽自動車(平成30年規制適合または平成21年規制からNOx10%低減)		ガソリン・ハイブリット軽自動車 (平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成)				
	概ね75%軽減		概ね50%軽減		概ね25%軽減		
燃費性能			令和2年度燃費基準+10%達成	平成27年度燃費基準+15%達成	令和2年度燃費基準+30%達成	平成27年度燃費基準+35%達成	
軽減割合	概ね75%軽減		概ね50%軽減		概ね25%軽減		
車種区分	乗用	貨物	乗用	貨物	乗用	貨物	
三輪	1,000円		2,000円		3,000円		
四輪	自家用	2,700円	1,300円	5,400円	2,500円	8,100円	3,800円
	営業用	1,800円	1,000円	3,500円	1,900円	5,200円	2,900円

**【問合せ先】** 税務課 住民税グループ ☎ 029-240-7114(直通)